第１２期第３回オホーツク地区海面利用協議会次第

日　時：令和６年３月13日（水）　13:30～
場　所：オホーツク総合振興局　4階3号会議室

１　開　会

２　議　題

（１）令和５年(2023年)度秋さけ船釣りライセンス制の実施結果について

（２）斜里海浜サケ・マス釣りローカル・ルールの経過等について

（３）遊漁船業の適正化に関する法律の改正について

（４）太平洋クロマグロの資源管理について

（５）その他

メ　モ

オホーツク地区海面利用協議会　　委員名簿

Ｒ６．３．14現在

区分	（フリガナ） 氏名	役職名	在任期間	備考
漁業関係者代表	(ｶｷｻﾞｷ　ﾏｻﾙ) 蠣崎　優	ウトロ漁業協同組合　専務理事 北海道海面利用協議会　委員	３期目	
	(ｻﾄｳ　ﾀﾀﾞﾋﾄ) 佐藤　唯人	斜里第一漁業協同組合　専務理事	３期目	
遊漁関係者代表	(ｻﾄｳ　ﾀｶｼ) 佐藤　隆	斜里遊漁振興協議会　副会長	３期目	
	(ﾐﾅｶﾜ　ﾋﾛｷ) 皆川　寛紀	オホーツク海遊漁船会	３期目	
海洋性レクリエーション代表	(ｶﾅｶ ｶﾂﾕｷ) 鹿中　勝幸	美幌マリンクラブ　副会長	１期目	
	(ﾌｸｲ　ﾌｸﾄｼ) 福井　福利	北見マリンクラブ　理事	３期目	
学識経験及び公益代表	(ﾓﾘ ﾀｶｼ) 森　高志	斜里町産業部　水産林務課長	２期目	

オホーツク地区海面利用協議会出席者名簿

R6.3.14

（　委　員　）

区分	（フリガナ） 氏名	役職名	備考
漁業関係者代表	（ｶｷｻﾞｷ　ﾏｻﾙ） 蠣崎　優	ウトロ漁業協同組合　専務理事 北海道海面利用協議会　委員	
	（ｻﾄｳ　ﾀﾀﾞﾋﾄ） 佐藤　唯人	斜里第一漁業協同組合　専務理事	
遊漁関係者代表	（ﾐﾅｶﾜ　ﾋﾛｷ） 皆川　寛紀	オホーツク海遊漁船会	
海洋性レクリエーション代表	（ｶﾅｶ　ｶﾂﾕｷ） 鹿中　勝幸	美幌マリンクラブ　副会長	
	（ﾌｸｲ　ﾌｸﾄｼ） 福井　福利	北見マリンクラブ　理事	

（　市町村　）

区分	（フリガナ） 氏名	役職名	備考
斜里町	（ｻｻﾐﾈ　ｹﾝﾀ） 笹峯　健太	斜里町産業部　水産林務課 水産資源担当主査	

（　事務局　）

区分	（フリガナ） 氏名	役職名	備考
事務局	（ﾖﾈﾊﾏ　ﾔｽﾌﾐ） 米濱　康文	オホーツク総合振興局水産課長	
	（ﾊﾞﾝﾄﾞｳ　ﾏｻﾋｺ） 坂東　雅彦	オホーツク総合振興局水産課 漁業管理係長	
	（ｺﾝﾄﾞｳ　ﾀｶｼ） 近藤　隆嗣	オホーツク総合振興局水産課 漁業管理係　技師	
	（ﾀｹﾀﾞ　ﾘｭｳｾｲ） 竹田　龍星	オホーツク総合振興局水産課 漁業管理係　主事	

北海道海面利用協議会の概要について

1　北海道海面利用協議会について

目　的

「海面利用協議会の設置について」（水産庁長官通達）に基づき、海面利用の調整に関し、関係者から意見を徴収する。

当協議会は、海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的に平成6年に設置。

これまで、委員の職務として、海面利用に関する事項の検討のほかに、漁業と遊漁との調整に関する事項等について、海区漁業調整委員会に意見を述べる場としていた。

北海道全庁的に協議会等の設置・役割について見直しを行い、第10期より意見を聴取する協議会として規約を改正したところ。

組　織

①北海道海面利用協議会

- 全道的な見地から意見を伺う
- １協議会（委員１２名）

②地区海面利用協議会

- 地域の特定課題等について意見を伺う
- １０協議会（石狩･後志、檜山、渡島、胆振、日高、釧路･十勝、根室、網走、宗谷、留萌　各委員７名

過去の主要な検討内容

- 秋さけ、さくらます船釣りライセンス制について
- さけ・ます有効利用調査について
- マツカワの資源保護対策について　など

その他

「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、協議会の会議資料及び議事概要は、ホームページ等で公表されます。

オホーツク地区海面利用協議会規約

第１　目的

「海面利用協議会等の設置について」（平成６年７月１１日付け６水振第１５８３号水産庁長官通知）に基づき、海面利用の調整に関し、関係者からの意見聴取を行うため、オホーツク地区海面利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第２　議題

協議会の議題は、オホーツク地区の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項とする。

第３　構成

（１）協議会の委員は、オホーツク総合振興局長が選任した次に掲げる者により構成する。

ア　オホーツク地区内における漁業協同組合の組合員又は役職員　２名

イ　オホーツク地区内に住所を有する遊漁関係者であって、ア以外の者　２名

ウ　オホーツク地区の海面を利用する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者　２名

エ　学識経験を有する者及びオホーツク地区の公益を代表とすると認められる者　１名

（２）委員の任期は、３年以内とする。

第４　運営

（１）協議会は、オホーツク総合振興局長が招集し、主催する。

（２）協議会に座長をおき、オホーツク総合振興局長が座長を指名する。

（３）座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指定することができる。

（４）協議会の会議は、公開する。

第５　設置期限

協議会は、平成２８年４月１日から起算して２年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第６　その他

（１）協議会の事務は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課において行う。

（２）この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、オホーツク総合振興局長が定める。

附　　則

１　この規約は、平成２９年３月３日から施行する。